

2025 年度

子ども若者の体験や学びの
機会を支える助成プログラム

プロジェクト募集要項

申請受付期間	2026 年 1 月 9 日 ~ 2026 年 2 月 27 日
選考	2026 年 3 月中旬
選考結果通知	2026 年 3 月下旬
実施期間	2026 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日
報告会	2027 年 5 月(予定)

＜お問合せ・申請先＞

公益財団法人 たかまつ讃岐てらす財団
〒760-0017 香川県高松市番町 1 丁目 5-1 四番丁スクエア内
電話 080-8191-7517 メール info@sanuki-tellus.jp
URL <https://sanuki-tellus.jp/>



1. はじめに

たかまつ讃岐てらす財団(通称「てらす財団」)は、どこかの「誰か」ではなく、市民が「みんな」でお金を出し合ってつくったコミュニティ財団です。

本助成プログラムのテーマは「子ども・若者」です。香川に住む子どもたちの挑戦を応援し、地域で挑戦する人が育つ土壌を耕すために、本テーマを設置しました。「子ども若者の体験や学びの機会を支える助成」は 2023 年度からプログラムを設置し、20 件のプロジェクトを支援してきました。

助成を希望の方は、本募集要項を参照のうえ、申請をお願いします。

助成分野	子ども・若者支援
助成件数	3件
助成上限額	1プロジェクトあたり 350,000 円
設置者	公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団
設置者の想い	<p>今年の助成プログラムは3つの目的を設定しました。3つの目的を理解し、活動するプロジェクトを募集します。</p> <p>①機会の提供 子ども若者に、学びや体験の機会を提供すること。「自分にもできることがある」と自信を持てるきっかけが広く届くことを願っています。</p> <p>②関係の構築 子ども若者とその場限りではない関係性を構築すること。「自分の言葉を聴いてくれる人がいる」「いつでも話していいんだ」と思える安心安全な環境が、彼らの手の届く範囲にあってほしいと考えています。</p> <p>③地域への啓発 子ども若者の声を拾い、地域社会に広げていくこと。まちの大人が子ども若者の声を知り、彼らの実情や課題に気づきやすくなったり、理解を深めやすくなったりする仕組みづくりをめざします。</p>
助成の原資	2025 年 3~4 月に実施した寄付募集及びてらす財団設立時寄付募集でお預かりしたご寄付を原資としています。

2. スケジュール

申請から報告会までのスケジュールは下記の通りです。

募集要項公開	2025 年 12 月 15 日	
申請受付期間	2026 年 1 月 9 日 ~ 2026 年 2 月 27 日	
事前説明会	2026 年 1 月 9 日	丸亀市市民交流活動センターマルタス アーカイブ配信あり
選考	2026 年 3 月中旬	申請書類、面談による
選考結果通知	2026 年 3 月下旬	
助成式	2026 年 4 月(予定)	
実施期間	2026 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日	
中間報告会	2026 年 9 月(予定)	
報告書提出	プロジェクト終了後 1 ヶ月以内	
報告会	2027 年 5 月(予定)	

3. 対象となる申請者

下記①②③④⑤全てに該当する団体等が対象となります。

- ① 香川県内に事務所を置き、香川県内で活動する団体、組織であること。(法人格の有無や種類は不問とする。ただし対象となるプロジェクトは非営利目的であること)
- ② 団体・事業の目的、概要、及び、財務状況が確認できる団体であること。
※定款または会則、直近の事業年度の収支がわかるものを提出ください。
- ③ 担当者が事前説明会に参加すること。
- ④ 当財団からの連絡に、概ね 3 日以内に応答できること。
- ⑤ 以下のいずれにも該当しないこと。
 - * 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - * 特定の政党や宗教の支持拡大を目的とするような団体
 - * 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という。)、その他法令、公序良俗等に違反する団体

4. 対象となるプロジェクト

下記①②③④全てに該当するプロジェクトが対象となります。

- ① 概ね小学 3 年生から 22 歳程度の子ども若者を対象とするプロジェクトであること。
- ② 設置者の想いに沿っていること。
- ③ 原則として、2027 年 3 月 31 日までに完了すること。
- ④ 以下のいずれにも該当しないこと。

- * 営利を主たる目的とする活動
- * 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- * 特定の政党や宗教の支持拡大を目的とする活動
- * 暴力団等と関係のある活動、その他法令、公序良俗等に違反する活動

なお、1団体あたりの申請数は1つまでとします。

5. 助成割合と助成金の使途

採択されたプロジェクトの執行に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。申請時と変更がある場合は、必ず事前に事務局へご相談ください。事前相談のない変更は、認められない場合があります。

6. 申請方法

以下の申請書類を下記アドレスまでメールでお送り下さい。(件名:申請「2025 年度子ども若者の体験や学びの機会を支える助成プログラム」)

締切日 2026 年 2 月 27 日(金)17 時

メールアドレス info@sanuki-tellus.jp

	申請書類	ファイル形式	
	申請書(当財団ホームページよりダウンロード)	PDF ファイル	必須
	定款 ※任意団体の場合は会則	PDF または画像ファイル	必須
	直近の事業年度の収支がわかるもの	PDF または画像ファイル	必須
	活動内容がわかる資料(パンフレットや報告書等)	PDF または画像ファイル	任意

メールでの申請が困難な方は、当財団事務所まで郵送いただくか、直接事務所へご持参いただくことも可能です。メールまたは電話にて事前にご連絡ください。

7. 選考について

- (1) 選考対象となる団体及びプロジェクトに該当していることを事務局で確認した後に、当財団が設置する「選考会」で選考を行い、結果を通知します。
- (2) 申請多数の場合は、2段階選考になる可能性があります。
- (3) 選考では「申請書類」、「インターネットなどで公開されている情報」などを確認したうえで「面談」を実施し、選考基準をもとに、採択の可否を決定します。
- (4) 助成金は、選考結果の通知後、振込先確認等の手続きを経て、支給する予定です。ただし、プロジェクト実施後に実際に使った金額が支給額を下回った場合、残金を返還してください。

【選考基準】

申請条件の基準
香川県内に事務所を置き、香川県内で活動する NPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体・地縁団体などであること(法人格の有無や種類は不問)
団体の所在地および連絡先が明確であること
申請に必要な書類を漏れなく提出できていること
申請内容に虚偽がないこと

実施するプロジェクト内容の基準	
公益性	<ul style="list-style-type: none">・公益に資するプロジェクトであるか・直接的または間接的に、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか
必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域社会の課題やニーズを捉えたプロジェクト内容であるか・受益者の課題やニーズを捉えたプロジェクト内容であるか
地域性	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの実施地域が明確であるか・実施地域が香川県内であるか
効果・影響	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクト活動による目指す効果が具体的にイメージできているか・助成終了後も、当事者との関係の継続や発展が期待できるか
計画の適切性	<ul style="list-style-type: none">・実施スケジュールが明確であるか・内容や実現方法が妥当であるか
計画の実現性	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトに必要な人員、機材、能力等が整っているか・広く情報発信を実施できる体制と、その姿勢があるか
予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクト計画に応じた予算の計画・配分が適切であるか

8. 採択された団体が実施すること(必須)

- (1) プロジェクト実施後、報告書の提出
- (2) 当財団主催のイベント等への参加もしくは情報提供
- (3) アンケート回答

9. よくあるご質問

Q.申請書の支出金額について、申請時に具体的な根拠をもって算出することができませんが申請可能ですか？

A.可能です。申請書には、予想される費目と金額をご記入ください。イベント参加者の人数や謝金をお支払いする講師の方が確定していないなど、理由をご説明いただければ問題ありません。申請時の収支計画と大幅に変更することはできませんが、変更は可能です。

Q.謝金について、支払い金額(上限および下限)は決まっていますか？

A.当財団では定めていません。各団体の規程やルールに基づいて算出してください。申請時には概算で構いません。申請内容によっては、各団体の規定やルールを事前に確認させてもらうこともあります。
(例:講師謝金 1万円×2人=2万円)相手からの見積書等がある場合は添付してください。

Q.助成金を受け取るのはいつですか？使いきれなかった場合はどうしたらしいですか？

A.選考結果通知後に口座振込申出書を提出いただき、1週間以内に助成金をお支払いします。プロジェクト終了時点で余った助成金はご返還ください。

Q.これから立ち上げる団体は申請できますか？

A.申請いただけません。1年以上団体として活動しており、直近の事業年度の収支がわかるものを提出していただく必要があります。

Q.過去にてらす財団の助成を受けたことがある団体は申請できますか？

A.申請可能です。対象となる団体、プロジェクトであれば、過去の採択実績に関わらず申請いただけます。

その他、ご質問やご不明点はメールにてお問合せください。